地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに交付する。

平成二十六年三月十二日

聖籠町長　渡邊廣吉

聖籠町条例第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（聖籠町社会教育委員設置条例の一部改正）

第一条　聖籠町社会教育委員設置条例（昭和三十年聖籠町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

２　社教委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者のうちから聖籠町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第四条及び第五条中「本町教育委員会」を「教育委員会」に改める。

（聖籠町青少年問題協議会設置条例の一部改正）

第二条　聖籠町青少年問題協議会設置条例（昭和四十年聖籠町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（組織）

第三条　協議会は、会長及び委員十二人以内で組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　協議会に副会長一人を置き、委員の互選により選任

する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　委員の構成は、次のとおりとし、町長が任命する。

一　関係行政機関の職員　六人以内

二　学識経験がある者　六人以内

７　前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　第六項の委員は、再任されることができる。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

（専門委員）

第四条　協議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係行政機関の職員及び当該専門の事項に関し学識経験がある者のうちから、町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第五条　協議会は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（聖籠町社会教育委員設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2　この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）第十五条の規定による改正前の社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づく委員は、この条例による改正後の聖籠町社会教育委員設置条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例による改正前の聖籠町社会教育委員条例の規定による任期の残存期間とする。